

令和元年度第4回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和元年 6月10日(月)			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	午前 9時00分	閉会時間	午後10時20分	
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	1 番	岩 田 正	7 番	稲 田 洋 子
	2 番	浅 田 昭 弥	8 番	吉 川 保
	3 番	加 藤 幸 児	9 番	奥 迫 静 子
	5 番	内 田 章 久	10 番	梅 林 操
	6 番	天 崎 直 幸		
出席推進委員	日野上	梅 林 剛	多 里	糸 田 川 啓
	山 上	青 戸 勝 美	石 見	田 邊 智 寛
	山 上	坪 倉 幹 也	石 見	丸 山 栄 人
	阿毘縁	足 立 進 也	福 栄	福 田 英 夫
	大 宮	藤 原 恵 司		
欠席した委員	4 番	絹 谷 澄 雄		
議事録署名委員	3 番	加 藤 幸 児	5 番	内 田 章 久
出席した職員	事務局長	松 本 道 博	主 幹	石 倉 嘉 寛

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報 告 事 項	
報告第1号	利用権設定に係る軽微な変更について
報告第2号	農業経営改善計画の認定の報告について
報告第3号	農地法施行規則第29条第1項の規定による申請の決定について
5. 議 事	
議案第1号	農地法第2条第1項の規定による申請の決定について
議案第2号	農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画の決定について
議案第3号	農地中間管理事業の促進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案について
議案第4号	農業振興地域整備計画の(重要)変更について
7. そ の 他	
8. 閉 会	

開 会	議 長	定刻になったことを確認し、出席委員の人数を確認し、定足数に達しているとして、第4回日南町農業委員会を開会すると宣言した。
挨拶	議 長	先月5月27日東京都文京区文京シビックホールに於いて開催されました、全国農業委員会会長大会に出席して参りました。全国より農業委員会会長と大会関係者1800人の参加により盛大に開催されました。 1号議案 政策提案決議をして「食料・農業・農村政策の強化に向けて、人と農地対策を通じた地域の再生」の政策提案の決議 2号議案 申し合わせ決議として「地域の農地を生かし、担い手を応援する全国運動」をするための申し合わせ決議 3号議案「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせの決議。その後、岐阜県高山市農業委員会・奈良県桜井市農業委員会・佐賀県伊万里市農業委員会の活動実践の報告。 4号議案 令和元年全国農業委員会会長大会実行運動計画を採択し、大会を終え各地元選出国會議員の議員会館へ向かい要請活動を行いました。
議事録署名 委員選任	議 長	日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、3番加藤委員、5番内田委員を指名した。
報告第1号	議 長	報告第1号 利用権設定に係る軽微な変更について事務局説明をお願いします。
	事 務 局 長	報告第1号 利用権設定に係る軽微な変更について、内容ですが土地の所有者が亡くなられて相続人代表を設定するものです。お亡くなりになった方が日南町△△の〇〇〇〇さん相続人が息子さんで広島市安佐北区の〇〇〇〇さんです。この契約ですが、土地の所有者から、担い手育成機構に預けて機構から〇〇〇〇〇〇に貸すというものです。契約期間は平成29年7月10日から令和4年6月11日です。8筆、4,595㎡です。賃借料は変更なしです。
	議 長	報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
報告第2号	議 長	報告第2号 農業経営改善計画の認定の報告について、事務局お願いします。
	主 幹	報告第2号 農業経営改善計画の認定について報告します。本年度は私が農林課と兼務という事でこの業務を担当しておりますので報告します。この改善計画につきましては、市町村が認定するものでありますが、農業委員会にご意見を頂きながら、それを参考に町が認定を行っているものであります。去る5月28日に審査会を行いました2件について報告致します。どちらも再認定の申請です。基本的に町としては認定することを前提で申請者の方にも前向きに伝えていきます。経営試算などにつきましては日野普及所の普及員さんにも協力を頂きながら見直しや指導をしています。農業委員の皆様からご意見等あると思います。それらを反映させて今後改善計画をより良いものにした上で認定に進みたいと思っていますので宜しくお願い致します。2件の概要を説明します。まず1つ目ですが、〇〇〇〇〇〇

		<p>さんになります。目標とする営農類型は野菜と農産加工です。トマトの生産規模拡大を図り、農産加工により収益増加をめざすという事で経営改善の概要を報告頂いています。年間農業所得目標を4,538千円としています。合理化に関する目標の中でビニールハウスを一棟増棟する形で24.8aの作付を目指していると報告を頂いています。もう1件が△△△の〇〇〇〇さんです。目標とする営農類型が水稻と白ネギ、繁殖和牛の3本柱によるものです。現在、繁殖和牛経営が好調なこともありそれを中心として展開していきたいという事、また、近隣の高齢農業者から作業委託の増加が予測されることから、これらの対応も視野に入れながら水稻、白ネギ、繁殖和牛の3品目を基幹作物として効率よく経営を行っていきたいという報告でした。合理化に関する目標の中で、新たに自走草刈り機械の導入も考えているとの報告でした。低農薬によるコスト削減を図りつつ、一方では収益を増やしたいので、普及所の指導を仰ぎながら取組みたいとのことです。以上です。</p>
	議長	報告第2号についてご質問、ご意見がございましたか。
	1番	<p>前回までは実績を見るために過去5年間の状況を見させてもらっていました。前回の経営改善計画の申請書を一緒に出してもらっていたのですが今回は無いようですが、また後で出して頂けるのでしょうか。</p>
	主幹	前回の申請書等につきましては、改めて提出させていただきます。
	8番	<p>2番目の〇〇さんの改善目標の関係ですが、水稻の反収目標116kgという数字で上がっておりますが、令和5年の計画を見ても同じですが、いかに農薬を使わない化学肥料を減らすという栽培であってもあまりにも目標レベルが低いのではないかとこの事と、作付予定が79a、反収目標が116kgでありながら総生産量が1,975kgとありますがこれはおかしいのではないかとこの数字の整合性はどのような具合にチェックされているのでしょうか。</p>
	主幹	<p>反収が低い件につきましては現在、白ネギ栽培等と兼ねてやっておられるため、手が回らなくてどうしても反収が低くなってしまおうという事を本人から聞いています。その点については審査会でも指摘をさせて頂いて、忙しいのはわかるけど反収を上げることを目標にしてほしいと見直してもらおうお願いはしています。計算につきましては、こちらのチェック不足もありこのような形で出している所ですが、改めて審査をして、本人にきちんとしたものを出示してもらうように指導します。</p>
	8番	<p>確認ですが、令和6年の数字にしても、自分の水田は反収300kg、借入地については116kg、この数字の違いはどういう考え方でこんなに差が出てくるのか。それを合計したものが経営目標の計画と成りますので全く生産量数値が変わってきたりすると計画自体、所得目標そのものから変わってくるような気がしますので、これで審査と言うのは難しいのではないかとこの思うのですが、いかがでしょうか。</p>
	主幹	5月28日に審査会をした際にいくつか指摘をさせて頂いて、その修正した

		ものを今回お出ししたつもりですが、改めて資料を提出頂いて町で審査会をした上で認定の方向に持っていきたいと思います。
	議 長	再度チェックしてその結果を報告頂くといい事ですのでお願いします。
報告第 3 号	議 長	農地法施行規則第 29 条第 1 号による農地転用の届出について、事務局お願いします。
	事 務 局 長	農地法施行規則第 29 条第 1 号による農地転用の届出について、200 ㎡以下の農業施設の転用の場合は許可が不要という事になっています。農地法第 4 条第 1 項第 8 号を受けてその他農林水産省令に定める場合に該当するものです。届出者は△△△×××-×、〇〇〇〇さんです。場所は△△△×××-×、登記地目、宅地、現況、田、面積 23.58 ㎡です。転用目的は資材・農具車両の保管場所として農業用倉庫を設置するという事です。中間図に申請地の図面をつけています。現況の写真も載せています。内側の杭が申請の転用の面積になり、4m×6mの建物です。理由は自宅の裏に細長い車庫兼農機具庫があるが、奥の機械を出すのに一旦全部の機械を出して再度入れ直すのでとても煩雑なので、農機具庫を建てて、コンバインとトラクターを格納したいという事です。建物の面積ですが、24 ㎡で、農地の面積が 23.58 ㎡で、県道の隣の農地で 2 回県道の拡張に伴って分筆をされて残った残地が 23.58 ㎡という事で、現地確認をした所、実際は 4 m×6 mの建物は充分建つ土地が残っている所でした。また、山側と県道側それぞれ約 1 m位余裕がある形で配置をされていました。現況は田ですが、実際には畑として使用されています。他の農地には影響がないと思われます。宜しくお願いします。
	議 長	報告第 3 号についてご質問はありませんか。無いようですので以上で報告事項を終わります。
議案第 1 号	議 長	議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の規定における申請の決定について事務局お願いします。
	事 務 局 長	議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の規定について申請の決定についてご審議をお願いいたします。非農地証明の関係です。場所は日南町△△△×××番地、地目は畑、面積は 363 ㎡です。申請者は日南町△△△、〇〇〇さんです。申請の理由ですが、〇さんは 80 歳、妻 73 歳の夫婦二人住まいの高齢世帯なので、農地で無い土地の整理を今のうちにおきたいという事でした。非農地の理由ですが、50 年以上耕作しておらず原野化しており、今後も耕作する意思はない。また、50 年以上前に発生した土砂崩れにより土砂や石が多く農機具も入れない状況であると伺っています。相談があつて 4 月 15 日に伺った時の写真を載せています。家の前の農地という事もあつて草刈りはされていますが実際には砂利があつてトラクターなどの機械は入らないと伺っています。ご審議宜しくお願いします。
	石見推 進委員	事務局から説明があつた通りです。草刈り等してあつて手入れがされているように見えますが、隣家との兼ね合いもあつて草刈りだけはしておられたようです。しかし、少し掘ってみました。砂利等が多く農地として、

		畑として利用できる状態ではないですので認めて頂きたいと思います。
	議 長	議案第 1 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 1 号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 1 号は承認された。
議案第 2 号	議 長	議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画の決定について、事務局お願いします。
	事 務 局 長	議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画の決定についてです。申請番号 1 番ですが、土地の所在が△△××××番地と××××番地、地目は田、面積は 3,104 m ² です。利用権を設定する者が△△、〇〇〇〇さん、受けるものが担い手育成機構、水張反当が 4,000 円、期間は令和元年 6 月 10 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 4 年 9 ヶ月です。配分計画の所でも説明しますが、2 件目の〇〇〇〇さんをご家族で、同じ△△の法人の組合が受けるという事になっています。3 番目が△△の〇〇〇〇さんが法人の方に預けられるという相対取引という事で使用貸借となっております。次に 4 番目が△△の〇〇〇〇さんです。5 筆で面積が 5,114 m ² です。相対取引で農事組合法人の〇〇〇〇に耕作をお願いすることになっています。小作料は全体で米を 120 kg という事で、期間は 5 年 9 か月です。10 番目を追加で配りましたものを含めて 5 番から説明します。4 月にお諮りして保留になっている案件ですが、再度お願いするものです。個々に説明する前に、阿毘縁の圃場整備について説明します。面積は全部で 14.3 ha です。大菅ですが平成 30 年度に確定測量が終わって令和元年に登記を付ける予定です。砥波地区ですが平成 30 年度に面工事が終わって、令和元年度が一時利用地の指定で耕作が出来るようになっていきます。まず資料 1 をご覧ください。日南町は 30 年くらい前に圃場整備がだいたい終わりましたがその時の筆界、田んぼと原野の基準が定めてありました。1 枚目に付けているのが日南町で以前行っていた基準です。②が田の植えつける高さから畦畔にまっすぐに引いてそこから次の田までの高さが 90 cm 未満の場合は下のケタまで田んぼとして登記する。90 cm 以上の場合は上の田んぼの田面をケタに延長して交わる所から農地介在原野として登記していた。今の圃場整備の基準ですが。田んぼの田面から次の田んぼの田面までが田んぼとして登記されるという具合になっているようです。大きいケタの場合は今まで管理していたものどちがっているのではないかという意見がありまして保留となっていたものです。5 番から 10 番について大菅地区の圃場整備地ですが土連に確認した所、90 cm 以上のケタはないという事でした。事務局と地元の委員さんと現地確認に行き、該当になりそうな所を測って、90 cm 以上の所は無いという事を確認しましたので、この度集積計画として挙げさせて頂きました。県の方からも以前の圃場整備の換地の仕方について経過を教えてくださいという事でしたので、今後協議をしていきたいと思っています。
	3 番	4 月の時に同じ事が出たと思いますが、その時の説明のなかで、畑が何筆かありました。その畑について今回も同じような事が出ているわけですが、4

		月の時には、法面が畑ですという説明があったと思います。それ以後現地を確認された結果としましては今説明があったように、耕作の出来る畑すなわちレベルフラットな畑が何筆かあるという事で間違いないのか。合わせて一緒に問題になっておりました田差 90 cm以上の日南町バージョン、これは、今回は該当しないので、今後発生した時にはまた、元戻しをして頂けるものなのかという、この2点を確認させてください。
事務局 局長		最初の質問ですが、私が地元で集積計画を確認する際に細長い畑で換地される予定の土地がありまして、地元の方に聞きましたらここは原野だわ。と言われたので私が勘違いして畑が原野になったというような発言をしたと思います。5月にそのことは修正させていただいておりますが再度修正をします。畑として換地されている所は、細長い所もありますがあくまでも、植えつける部分がある畑と確認してきました。1つは地籍測量によって畑と登記されていたものが、現地が実態とあっていないと非農地化された所があるようです。圃場整備される際に田んぼをいい形にしたい、場所もいい所にしたいという考えがあったのだと思います。田として換地することは出来ないのです、畑として換地したというのが流れではないかと思えます。もう一つの質問ですが、90 cmの田差の所が今回はありませんでしたので、報告させていただきます。以後、砥波の方もまだ一時利用地指定がありますのでまた、確認していきたいと思っています。
3 番		確認ではなく、元戻しして下さいと何か月も前からいっているわけで、今までやっているものと今回のものが差があってはダメでしょと言っているのに、確認だけして持ってきてもらっても。今日も県の方も来て聞いておられますのでお願いしますよ。合わせてもう一回確認です。畑の関係ですが、換地上ここはもう耕作が出来ない所なので畑でいいじゃないかというような説明をされたのですが、それは間違いないですか。仮にそういう所であるならば、そこは原野でもいいと思うのですが。なぜそれを畑にしなくてはならないのか。耕作の出来ない所についての、前は法面だったが今日はなんかちょっとまともになってきたのですが納得のいく説明ではないと思います。換地の従前の面積とのバランスなのかそれとも何かあるのか。そういったものが無かったら、農地が農地で無い所は原野で返してあげるのが妥当だと思うのですが。どうなのか。
事務局 局長		畑のことについてですが、私は直接携わっていませんので詳しいことはわかりませんが、私が聞いているのが農地を作るために圃場整備をするというのが大きな目的という事です。生産調整は昨年から転作は割り当てでなく目標という事にはなったのですが、基本的には土地改良事業では、新しい田を作るというのは抑制するよという国の指導もあります。そういったこともあって畑で換地されたとは私は理解しております。
3 番		ほんとに畑ですか。
事務局 局長		おそらく植え付けをされない畑もあるのかなと思う所もあります。広い所はビニールハウスを建てて育苗をしていくとも聞いています。そういった

		利用もされるようです。まだ不勉強なところもありますので関係課等や委員さんも含めて協議させて頂きたいと思います。
	8 番	今の圃場整備地の換地の中で畑地目がついているもの、フラットで耕作が出来る土地だという説明でしたが、ちなみに6番の案件、畑で 290 m ² これの利用目的が水稲と言う表現がしてありますが、畑に米を作るわけですか。いかがでしょうか。
	事務局 長	6 番の畑につきましてはケタがありませんので水が溜まることもありませんし水路もありませんので、水稲は作付しないという事でご理解おねがいします。訂正させて下さい。
	議 長	議案第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 2 号について賛成の方の挙手を求めます。
	議 長	1 人挙手がありませんが、いかように致しましょうか。明快な説明があるまで保留いたしましょうか。本会は全員賛成が基本でありますので、それが得られませんので、次回に再度持越しという事にしたいと思います。
議案第 3 号	議 長	議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案について事務局お願いします。
	事務局 長	議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案について町長から諮問がありましたので、皆様に意見を求めたいと思います。訂正ですが、先程保留になった案件も配分計画の中に入っています。整理番号の 2 番から 6 番までは、今回の資料から削除して頂きますようお願いいたします。また、集計表につきましても、訂正しまして皆様にお示ししたいと思います。今回は 1 件のみとなります。集積計画でありました島山さんの世帯の件であります。全部で 10 筆あります。面積が 12149 m ² です。契約期間は 4 年 7 か月です。賃貸料は水張反当 4,000 円です。支払方法は担い手機構の口座に振り込むという形です。権利の設定を受けるものが△△△△さんです。以上です。
	議 長	今回は整理番号 1 のみの議案になります。質問ご意見がありましたら。
	5 番	先程 2 号議案で決議出来ていませので 3 号議案は全部出来ないのではないですか。3 号議案も次に持越しではないですか。2 号議案で別々に承認したならできますけど。
	3 番	2 号議案の中の 1 番から 4 番は問題ないと思いますので今日議決をして頂いて、合わせて 3 号の 1 も通してもらったらと思いますがいかがでしょうか。
	議 長	只今、3 番委員さんからのご指摘がありまして、2 号議案の 1 番から 4 番までの案件を認めて頂くと 3 号議案の 1 番の案件が通せるとのご意見がありました。そのようにしたいと思いますがいかがでしょうか。再度 2 号議案に戻ります。2 号議案の 1 番から 4 番について採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議の無いことを確認して 2 号議案の 1 番から 4 番は承認された。

	議 長	続いて 3 号議案の整理番号 1 番についてご質問ご意見がありましたら。無いようですので 3 号議案の整理番号 1 番について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議の無いことを確認して 3 号議案の整理番号 1 番は承認された。
議案第 4 号	議 長	議案第 4 号 農業振興地域整備計画の(重要)変更について事務局お願いします。
	事 務 局 長	議案第 4 号 農業振興地域整備計画の(重要)変更についてです。この件ですが以前からの経過がありまして、新しい委員さんもいらっしゃいますので説明します。多里の国道のトンネル工事に伴う残土処分地の進入路を農用地から除外していただく申請です。平成 28 年 2 月の総会で進入路について 5 条の審議をして頂きました。内容は 3 年間の一時転用について審議頂き認めて頂いたものです。また、平成 28 年の 10 月には実際に残土を処分する土地について 5 条転用の審議を頂いて、県の委員会でも審議頂いたものです。今年の 3 月で一時転用の 3 年間の期間が過ぎたという事で、3 月の総会では、5 か月間の延長を認めて頂き、4 月の総会では県の技術センターや整備局から再度進入路等につき説明に来て頂きました。今回農用地除外をお願いするのが、当該土地は日南町△×××番地×、地目は畑、面積は 530 m ² 。同じく△×××番地、地目は田、面積は 1,597 m ² 。同じく△×××番地、地目は畑、面積は 100 m ² です。合計面積は 2,227 m ² を農用地から外す申請です。この土地は圃場整備の用地で、第 1 種農地ですので、今回は残土処分地の進入路の転用ということで、農用地からの除外を審議頂くものです。除外の具体的理由ですが、本来の農地復元を前提とした一時転用で行うべき所を工事期間が長期であるため便宜的に恒久転用で対応するもの。工事終了後には農地への復元を行うという地権者の気持ちもありますので、県の技術センターも農地への復元を確認しているところです。今回事務局が心配した所が、一旦恒久転用を行ったものが田んぼとして復元できるかという所です。県に確認した所、本来なら一時的に転用する所、工事期間が 6 年と長いことから田に戻しても問題は無いのではないのではないかと回答を頂きました。土地の所有者は田んぼに復元したいと思っておられますし、中山間協定にも入りたいとの意向もあるようです。中山間協定の条件に農用地区というのがありますので、工事が終わって復元された時は農用地に地区編入させていただくことになると思いますので、宜しくお願いします。後程、県の技術センターとか土地の所有者に再度書面をもちまして、工事が終わったら田んぼに復元するという事を確認させて頂けたらと思っています。宜しくお願い致します。
	2 番	この問題について 5 月 31 日に農地部会を開きまして、どうしたらいいかと話し合っ、今、局長が説明した様なことを決めたわけですが、公共工事の特殊性と工事期間が長期に渡るという事で恒久転用しないと出来ないのではないかとこのように決めました。工事期間が長期に渡ります

		ので、部会として地主さんと県の利用する方と一筆書いていただいて、印を押して頂いたら、なお良いという事を付け加えさせていただきます。
	議 長	お聞きのように農地部会でも検討が行われているようですが、その他ご意見ご質問はありませんか。この案件は、申請者と発注者側に事業完了後に原型復旧するという文言を書き添えて、許可したらと思いたいがいかがでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議の無いことを確認して、議案第 4 号は承認された。
その他	事 務 局 長	次回総会は、令和元年 7 月 10 日 (水) 午前 9 時 00 分から開会予定です。皆さんにお願いですが、県の農業会議から農業新聞を扱っております。1 月 700 円で、週 1 回、自宅に配布されます。購読をお願いします。もう 1 つお願いします。昨年、日南町農業委員会で 10 a 以上耕作されている方を対象にアンケートをさせていただきました。集計は昨年のいなほで住民の皆様様に周知させていただいたところですが、回収率が 80, 91%で、まだ未回答の方がいらっしゃいます。個々の内容を地区ごとにまとめた資料を委員さんに送付致します。未回答の方の意見や意向などを把握していただきたいと思いたいます。担い手が育って行かないと、田は守っていけないと思いたいますので、認定農業者だけでなく担い手さんの困っていることやこうしたいという希望など聞いて頂き、事務局にもお知らせ願いたいます。受け手がなければ、農地はどんどん荒れていきますので、特に土地利用型の農業の推進などを、令和元年の農業委員会の活動計画にも打ち出した計画目標にしています。ご協力願いたいます。出し手の方、受け手の方、いろいろな情報を集めて、総会でも発表して頂きたいと思いたいます。
閉会		

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和元年 6 月 1 0 日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委 員

日南町農業委員会 委 員